

平成二十二年十月十九日受領  
答 弁 第 二 七 号

内閣衆質一七六第二七号

平成二十二年十月十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員河野太郎君提出国土交通省関東地方整備局河川部河川調査官に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員河野太郎君提出国土交通省関東地方整備局河川部河川調査官に関する質問に対する答弁書

一について

現在、国土交通省関東地方整備局河川部河川調査官は、関東地方整備局管内における直轄河川事業等に関する工事の計画及び調査に関する事務等の整理を行っている。

二について

お尋ねについては、地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）第四十三条第二項に照らし、適切であると考えている。